

下呂市地域おこし協力隊募集要項

下呂市は、平成16年3月1日、5つの町と村が合併して誕生した人口約3万人弱のまちで、面積の9割以上を森林が占め、周囲には霊峰御嶽山をはじめとした山々がそびえ、中央に飛騨川、西には馬瀬川が流れ、多様な自然に囲まれた地域です。

日本三名泉で有名な下呂温泉をはじめとした良質な温泉が豊富にあり、温泉、自然、文化、特産品など、観光資源にも恵まれています。

しかし、本市においても、人口減少や高齢化に伴う地域の担い手不足などが問題になっています。そこで、農村と都市部の共生や地域おこしに強い意欲を持った都市地域の方々と力を合わせて新しい地域づくりを進め、そうした人材の定住を図るために、地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集人員

1名（小坂地域1名）

2. 募集対象

下記のいずれにも該当する方

- (1) 現在三大都市圏をはじめとする都市地域に在住する方で、活動期間中下呂市に住民票を異動できる方
- (2) 任用される前に下呂市の区域内に住所を定めたことがない方
- (3) 任用の日において22歳以上55歳未満の方
- (4) 心身ともに健康で、地域協力活動に意欲と情熱を持ち地域住民とともに積極的に取り組める方
- (5) ワード、エクセル及び電子メールなど、一般的なパソコンの操作ができる方
- (6) 普通自動車免許を所持し、実際に運転のできる方
- (7) 市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

3. 活動地域及び活動内容

○小坂地域1名

小坂地域には御嶽山や滝、特産品であるえごま等観光資源や特産品がたくさんあります。それらを新たな目線と発想で活用し、関係団体と連携を図りながら新たな小坂地域の魅力の発見・提案・実行することが主な活動です。

- (1) 飛騨小坂観光協会と連携した活動
- (2) 特産品の販売拡大のための企画・運営（道の駅はなももと連携）
- (3) 小坂地域の地場産物の情報発信・宣伝（HPやSNSの活用、イベント参加）

◆（詳細は、小坂地域 地域おこし協力隊事業実施計画のとおり）

4. 雇用形態及び期間

- (1) 隊員は、「下呂市会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。
- (2) 任用期間は、最大3年間までとします。

5. 勤務条件

(1) 勤務日及び勤務時間

- ・下呂市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
- ・原則月曜日から金曜日の週5日間 9:00～15:45（休憩時間 12:00～13:00）
- ・活動内容により休日に勤務することもあります。（休日に勤務した場合は、休日を勤務日に振り替えます）

(2) 報酬

- ・下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則によります。
- ・月額171,164円（賞与あり）

(3) 待遇及び福利厚生

- ・社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）
- ・隊員は活動地域に居住するものとし、隊員の住居に関する費用（家賃）は、予算の範囲内で市が負担しますが、住居にかかる光熱水費については、隊員負担とします。
- ・活動に必要な車両費用については予算の範囲で手当を支給します。
- ・引越しに必要な経費については、隊員負担とします。
- ・協力活動終了後は、定住支援を行います。

6. 応募手続き

(1) 応募受付期間

- ・令和6年1月26日～令和6年5月31日
- ※応募状況に応じて、申込受付締切を変更する場合があります

(2) 提出書類

- ・下呂市地域おこし協力隊申込書に必要事項を記入し、封書には「下呂市地域おこし協力隊申込書在中」と明記し下記まで郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしません。（様式は下呂市ホームページよりダウンロードしてください。）

(3) 申込み・お問合せ先

〒509-3195 岐阜県下呂市小坂町小坂町815番地5 下呂市役所地域振興部 小坂振興事務所
TEL: 0576-62-3111（内線108） FAX: 0576-62-3116 e-mail: gco000013@city.gero.lg.jp

7. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

- ・書類選考の上、選考結果を応募者に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

- ・第1次選考合格者を対象に、面接（会場：下呂市）を行います。詳細（日時・場所等）については、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、第2次選考に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

- ・選考結果は、文書で通知します。

8. その他

- ・選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。
- ・住民票の異動は必ず委嘱の日（令和6年4月1日予定）以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
- ・本事業に関する予算の確定は令和6年度予算によるものであり、当該予算成立が事業実施の条

件となりますので、議決が得られなかった場合、採用は取り消しとなります。